



ご存じですか? その1

～ 年収103万円の壁 と 年収130万円の壁 ～

社会保険労務士
松永 貞子

はじめまして。社会保険労務士の松永貞子と申します。年金事務所の勤務を経て、平成19年に資格を取得し、開業しました。年金実務を始めてから早いもので20年になります。現在は、企業の「労務管理のサポート」、「労働・社会保険の事務手続」、「助成金の申請」、また、個人のお客様の「障害年金の手続」など、地域の皆さまの頼れる存在でありたいと頑張っています。この仕事をしておりますと、パートで働いている人から「年収103万円と年収130万円の違いがわからない!」「本当はもっと働きたいのだけど・・・」「退職して失業保険をもらうのに、なぜ扶養になれないの?」等、扶養に関するご質問があります。年収103万円の壁と年収130万円の壁。さらに今年の10月から新たに年収106万円の壁が加わり、短時間労働者への社会保険の適用拡大が行われます。今回は「扶養」についてご紹介しましょう。

年収103万円の壁 これは、「所得税」を払うかどうかの基準です。年収が「給与」のみの場合、103万円を超えなければ「所得税」はかかりません。「給与所得控除65万円+基礎控除38万円=103万円」

つまり、年収から103万円を控除すると税金はゼロということになり、給与から源泉徴収をされている人は税金が戻ってきます。(103万円を超えても、141万円までは配偶者特別控除が受けられます。)

年収130万円の壁 これは、「健康保険」の扶養になれるかどうかの基準です。(60歳以上又は一定の障害がある人は年収180万円未満が基準となります。)

雇用保険の「失業等給付」は日額が3,611円以下であれば扶養と認められます。ここでいう「年収」とは、給与収入だけではなく、年金など他に定期的な収入が

ある人はそれらを合算することになります。

夫が会社員や公務員で、妻の年収が130万円未満であれば、妻は「健康保険」の扶養と同時に国民年金の「第3号被保険者」となります。ところが、パートでも正社員と同様に「健康保険」と「厚生年金」に加入して働いている方がいらっしゃいます。この場合の加入要件は、1日の「労働時間」と1ヶ月の「労働日数」が、いずれも正社員の4分の3以上かどうかで決まります。この基準を満たすと収入には関係なく、「健康保険」と「厚生年金」へ加入することになります。扶養の範囲内で働くか、収入に関係なく働くか、この130万円の壁は、目先の損得だけではなく、それぞれのご家庭に合った働き方を選んでいただきたいところです。

年収106万円の壁 2016年10月1日から、パートの厚生年金の適用基準が拡大されます。当分は501人を超える企業で雇用期間が1年以上見込まれる人が対象です。労働時間が1週間に20時間以上、給与が8.8万円(年収106万円)以上の人は、社会保険(健康保険・厚生年金)へ加入することになりました。すべての企業に適用されるのは、まだ先のことですが、これを機会に働き方の見直しをされるのもいいかもしれません。※学生は対象外です。

ここまで、年収の壁(基準)についてご紹介してきましたが、現在、「兄・姉」が健康保険の扶養家族になるためには同居の要件が必要です。2016年10月1日から、この要件が撤廃されることになりました。高齢で生活が苦しいのにもかかわらず、国民健康保険に加入していた人達の生活が少しでもラクになるといいですね。ちなみに扶養をしている人の健康保険料は、扶養家族が何人いても同じ(1人分だけ)です。

※75歳以上の人(障害者は65歳以上)は、後期高齢者医療へ加入となります。(つづく)